

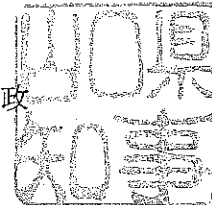
産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県宇部市大字上宇部字上安田385番地
氏 名 株式会社ヒラキ産業
代表取締役 布田 美津江

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日

平成21年 1月 11日

許可の有効年月日

平成28年 - 1月 10日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎 (移動式を含む。)、薬剤処理)

最終処分 (埋立処分)

(2) 産業廃棄物の種類

破 碎: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8種類

薬剤処理: 汚泥 以上1種類

埋立処分: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。以上3種類)、ゴムくず、がれき類 以上5種類

(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 1月11日 更新許可

平成21年11月30日 変更届 (変更事項: 事業の用に供する施設)

平成23年 8月29日 変更届 (変更事項: 事業の用に供する施設 (中間処理: 破碎施設の廃止及び追加))

平成23年10月19日 変更許可 (変更事項: 産業廃棄物の種類 (中間処理: 破碎 (金属くず、紙くず、繊維くず、ゴムくずの追加))

平成23年10月28日 変更届 (変更事項: 事業の区分 (中間処理: 焼却の廃止)、事業の用に供する施設 (中間処理: 焼却施設の廃止))

平成24年 8月30日 変更届 (変更事項: 事業の区分 (中間処理: 破碎 (移動式を含む。)) に変更)、事業の用に供する施設 (中間処理: 破碎施設1基を破碎 (移動式を含む。)) に変更))

平成25年 4月 2日 変更届 (変更事項: 事業の区分 (中間処理: 固型化 (移動式) の廃止)、事業の用に供する施設 (中間処理: 固型化施設 (移動式) の廃止))

平成26年10月10日 変更届 (変更事項: 事業の用に供する施設 (安定型最終処分場) の廃止))

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
有

事業の用に供するすべての施設

破 砕 設 置 場 所: 山口県宇部市大字西岐波字吉沢576番
設置年月日: 平成23年8月17日
処 理 能 力: 287.2 t/日 (8時間) <廃プラスチック類>、928 t/日 (8時間) <金属くず>、
824 t/日 (8時間) <ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず>、
246.4 t/日 (8時間) <紙くず>、451.2 t/日 (8時間) <木くず>、
98.4 t/日 (8時間) <繊維くず>、426.4 t/日 (8時間) <ゴムくず>、
1,216 t/日 (8時間) <がれき類>
許可年月日: 平成23年8月10日、許可番号: 第2号の5

設 置 場 所: 山口県宇部市大字西岐波字木床510番1
設置年月日: 平成16年10月5日
処 理 能 力: 24,264 t/日 (8時間) <ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず>

破 砕 設置(保管)場所: 山口県宇部市大字西岐波字木床510番1
(移動式を含む。) 設置年月日: 平成24年7月31日
処 理 能 力: 1.6 t/日 (8時間) <廃プラスチック類>、1.6 t/日 (8時間) <木くず>、
393 t/日 (8時間) <ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず>、
393 t/日 (8時間) <がれき類>
変更許可年月日: 平成24年7月9日、許可番号: 第14号の2

薬 剤 処 理 設 置 場 所: 山口県宇部市大字西岐波字木床510番1
設置年月日: 平成14年3月19日
処 理 能 力: 384 t/日 (8時間)

安定型最終処分場 設 置 場 所: 山口県宇部市大字西岐波字辻村253番1
設置年月日: 平成4年5月28日
埋立面積: 9,419.25㎡、埋立容量: 25,801m³
届出受理年月日: 平成4年5月13日、届出受理番号: 生活衛生第90号の2

安定型最終処分場 設 置 場 所: 山口県宇部市大字西岐波字西高野6520、6521
設置年月日: 平成11年5月14日
埋立面積: 2,368㎡、埋立容量: 5,730m³